



佐賀県 消防講習会

平成16年
9月29日
(水曜日)
第 12513号

講習時間は、午前9時から午後5時まで（受け付けは、午前8時45分から
9時5分まで）です。
講習場所
佐賀県労働者福祉会館（佐賀市神野東二丁目6番10号）

Ⅳ 次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

公 司

○消防用設備等の工事又は整備等に関する講習の実施

○アラストライクシンチルーナンカウント及び付属品の購入に係る一般競争入札

○県営富士南部地区土地改良事業計画決定

○ “ ”
（新産業課） 1
(農地整備課) 11

○ “ ”
（新産業課） 1
(農地整備課) 11

○広域営農団地農道整備事業多良岳五期地区1111号橋上部工建設

工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札 (“ ”) 11

○ 公 司

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり行います。

平成16年9月29日

佐賀県知事 古川 康

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 消防設備士講習を受けた日から5年以内の者

2 講習期日及び講習時間

期 日	講習区分	対象となる消防設備士の種類
平成16年10月26日	警報設備	甲乙第4類、乙第7類の消防設備士
平成16年10月27日	消火設備	甲乙第1、2、3類の消防設備士
平成16年10月28日	避難設備・消火器	甲乙第5類、乙第6類の消防設備士

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年9月29日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一

4 講習内容
(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間
30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間
講習終了後、効果測定を行います。

5 受講手続
(1) 受講申込期間

平成16年10月1日（金）から平成16年10月19日（火）までに申し込んでください。ただし、郵送の場合は、平成16年10月19日（火）の消印のあるものまで受け付けます。

(2) 受講申込方法

佐賀県消防設備安全協会、各消防本部（消防署）及び佐賀県消防防災課で配布する受講申込書に必要事項を記載し、受講手数料として7,000円分の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県消防設備安全協会（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町11番8号 電気工事会館内）へ提出してください。
講習に関する詳細については、佐賀県消防設備安全協会（電話 0952-30-2190）にお問い合わせください。

6 その他

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量
プラスティックシンチレーションカウンタ及び付属品 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成16年11月30日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当

電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できることと認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入

先の求めに応じて速やかに提供できることと認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年10月6日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成16年10月6日16時までに上記2の部局に提出すること。
(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成16年10月12日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟31号北会議室

(2) 期限

平成16年10月13日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所
上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成16年10月13日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出

した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）富士南部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月29日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）富士南部地区の計画

書の写し

2 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成16年10月28日まで

3 縦覧の場所

富士町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）富士南部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月29日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）富士南部地区

の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成16年10月28日まで

3 縦覧の場所

富士町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）富士南部地区の計画を定めたので、

同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月29日

佐賀県知事 古川康

ウ 工事概算数量は次のとおりである。

橋体工 コンクリート(24N-8-20~36N-8-20)

= 1,700m³

鉄筋 (SD295A, D13mm~D25mm) = 145t

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）富士南部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年9月30日から平成16年10月28日まで

3 縦覧の場所

富士町役場

広域営農団地農道整備事業多良岳5期地区22号橋上部工建設工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成16年9月29日

佐賀県知事 古川康

1 工事の概要

(1) 工事名 広域営農団地農道整備事業多良岳5期地区 22号橋上部工建設工事

(2) 工事場所 佐賀県鹿島市大字音成地内

(3) 工事内容

ア 本工事は、鹿島市大字音成地内で施工する22号橋の上部工工事である。

イ 橋梁形式は、PC 3径間連続中空床版橋（3連）で、橋長L=248m、幅員B=8.9mである。

アすべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同令第167条の4第1項の規定に該当しない者とする。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3項の規定により土木一式工事特Aの決定

を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札の日までの間受けていないこと。

(オ) 土木一式工事に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(カ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(キ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。

(ア) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

(イ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(ウ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=30m以上)について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(エ) プレストレスト・コンクリート橋上部工工事の施工経験を有する監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県内に本店を有する土木一式工事の建設業者であること。

(イ) 平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に、同種工事としてプレストレスト・コンクリート橋上部工工事(最大支間長L=20m以上)若しくは類似工事として橋長20m以上の橋梁下部工工事又は直高4m以上のコンクリート擁壁工事について、元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(2) 構成員の数

2社とする。

(3) 出資比率

各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者で、出資比率が構成員中最大で

あるものとする。

(5) 存続期間

ア 県工事の相手方となつた者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで

イ 県工事の相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種工事又は類似工事の施工実績調書及び実績を証明する書類

(5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類

(6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書

ア 施工計画概要

イ 主要工事の施工計画(仮設計画共)

ウ 安全対策

(7) 営業所一覧表

(8) 経営事項審査結果の通知書の写し

(平成15年4月1日から平成16年3月31日を審査の基準日とする。)

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成16年10月4日から10月12日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に開する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分まで

(2) 受付場所

佐賀県鹿島農林事務所総務課(鹿島市大字高津原3400)
電話番号 0954-63-5111

(3) 提出方法

上記(2)の部局に持参すること。

なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けない。

5 指名業者の選定

指名業者は、入札参加申請書及び提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定する。

6 入札予定期限 平成16年11月

7 その他

入札参加申請書及び提出資料作成要領等は、佐賀県鹿島農林事務所において配布する。

問い合わせ先 佐賀県鹿島農林事務所総務課

電話番号 0954-63-5111

購読料 1か年1八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年九月二十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)